

社会福祉法人 華頂福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人華頂福社会の定款第 八 条、定款第 二十二 条の規定に基づき役員等の報酬等及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい評議員と併せて役員等という。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等が理事会、評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費交通費を支払う。ただし、役員等が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

	報 酬 (日 額)
出 席 報 酬	10,000 円

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、法人旅費規則による報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規則により旅費相当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第6条 役員等の報酬等の額は、評議員会の決議による。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則 この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日より施行する。